

令和 8 年 7 月 3 日

令和 8 年度第 1 回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

2 報 告

3 議 題

- (1) 会長・副会長の選任
- (2) その他

小金井市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

	選出委員	選出区分
1	岡山 朋子	学識経験者
2	渡辺 浩平	
3	溝入 茂	
4	石原 秀一	一般市民
5	岸野 勝利	
6	光明 圭介	
7	橋爪 文彦	
8	牧野 まや	
9	多田 典子	集団回収実践団体 代表
10	平川裕美子	
11	渡邊 恭秀	事業者代表
12	片柳 茜音	
13	磯野 茂	ごみゼロ化推進員 代表
14	井上真紀子	

任期：令和 8 年 7 月 1 日～令和 1 0 年 6 月 3 0 日

令和 8 年度小金井市廃棄物減量等推進審議会事務局名簿

環境部長	今井 哲也
ごみ対策課長	西村 直邦
ごみ対策課減量推進係長	越 元宏
ごみ対策課清掃係長	竹内 香織
ごみ対策課施設係長	高橋 航

問合先：減量推進係（電話 042-387-9854）

小金井市廃棄物減量等推進審議会規則

平成 5 年 9 月 29 日 規則第 34 号

改正 平成 8 年 9 月 27 日規則第 30 号 平成 12 年 5 月 15 日規則第 32 号
平成 13 年 3 月 30 日規則第 20 号 平成 16 年 6 月 16 日規則第 18 号
平成 18 年 6 月 22 日規則第 46 号

(目的)

第 1 条 この規則は、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年条例第 26 号）第 7 条第 7 項の規定に基づき、小金井市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 審議会委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) ごみゼロ化推進員代表 2 人以内
- (2) 集団回収実践団体代表 2 人以内
- (3) 消費者団体代表 1 人以内
- (4) 事業者代表 2 人以内
- (5) 学識経験者 3 人以内
- (6) 一般市民 5 人以内

一部改正〔平成 16 年規則 18 号・18 年 46 号〕

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(所掌事項)

第5条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、審議会は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する必要な事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(専門委員会)

第6条 専門の事項を調査及び審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 専門委員会に、委員長を置く。
- 4 委員長は、専門委員会の委員の互選によって定める。
- 5 委員長は、専門委員会の会務を掌理し、調査、審議した経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(意見聴取)

第7条 審議会及び専門委員会は、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部ごみ対策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年9月27日規則第30号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

付 則 (平成12年5月15日規則第32号)

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月30日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

付 則 (平成16年6月16日規則第18号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

付 則 (平成18年6月22日規則第46号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。